

のびのび広場・加茂岩倉遺跡公園交流広場

指定管理候補者募集要項

雲南市ではのびのび広場・加茂岩倉遺跡公園交流広場の指定管理者の指定にあたり、広く事業者等を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

1 対象施設の概要

名 称 のびのび広場（平成21年度建設）

所 在 地 雲南市加茂町加茂中

概 要 敷地面積：2,100㎡

主要施設 広場
砂場 1か所

名 称 加茂岩倉遺跡公園交流広場（平成26年度建設）

所 在 地 雲南市加茂町大崎

概 要 敷地面積：900㎡

主要施設 広場
普通車両用駐車場 2台分
交流建屋
給水ポンプ（受水槽付き）
排水タンク

施設利用料 見込み 0円

2 指定管理者が行う管理の基準

- （1）関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- （2）施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- （3）業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- （4）利用者の意見・要望を管理運営に反映すること。

※管理の基準に関するその他細目的事項については、協議の上、協定で定めます。

3 指定管理者の業務等

- （1）自主事業に関すること

（ア）自主事業に関する基本的な考え方

- 「雲南市市民広場条例」及び「雲南市都市公園条例」に沿った事業を行うものとする。
- 指定管理者は、自主事業として自らの予算において、積極的に提案・実施するものとする。なお、自主事業の実施により収入（収益）が発生した場合は、その収入（収益）

は指定管理者の収入となる。

(イ) 自主事業の内容

- 原則として施設の目的に添ったものであること。

(ウ) 対象となる施設

- のびのび広場・加茂岩倉遺跡公園交流広場

(エ) 自主事業実施における留意点

- 自主事業の内容は、毎年度事前に報告するものとする。
- 事業計画と異なる事業を実施する場合は、事前に市と協議すること。
- 施設としての利用とバランスをとること。

(2) 管理業務に関すること

(ア) 施設業務の内容

- 利用許可申請等の受付・使用許可等
- 利用料金の徴収(還付)・減免

(イ) 対象となる貸館施設及び時間

貸 館 施 設	貸 出 時 間
加茂岩倉遺跡公園交流広場	午前9時～午後5時

(ウ) 利用料金等

- 雲南市市民広場条例別表および雲南市都市公園条例別表1、別表2に定める範囲内で定めるものとする。
- 利用料金の徴収方法は前納とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは後納させることができる。
- 自主事業及び減免許可の場合を除き、決められた金額を徴収すること。

(エ) 業務を行う上での注意点

- 施設利用受付業務には、適宜職員を配置し、利用者が施設利用していく上で、必要な指導助言を行い、不備の無いようにすること。
- 各許可申請等の処理は遅滞なく、利用料金の収納漏れ等無いようにすること。

(3) 施設及び設備の管理に関すること

(ア) 建築物、付属設備の管理運営業務

- 施設の適切な運営のため、指定管理者は設備等に関する保守点検、管理・清掃を行うこと。
- 施設の運営に支障をきたさないよう施設、付属設備の清掃・保守点検を行うこと。
また、雨漏り、壁のひびなどの、施設を管理する上で重大な不具合が発生したときは、速やかに市に報告を行うこと。

(イ) 備品等の保守管理

- 施設の運営に支障をきたさないよう事務備品等の保守、管理を行うこと。
- 破損、不具合等が発生したときは、市に報告の上対応すること。

(ウ) その他施設の管理運営業務

- 施設内の秩序を維持し、事故、盗難・破壊等の犯罪及び火災等の災害の発生を予防し、利用者の安全を図るよう心がけること。
- 指定管理者は、災害などの発生に対応できるよう、防災、防犯マニュアルを整備し、従事者に周知し訓練を行う等緊急時の対応について十分な対策を講じること。
- また、施設を地域住民の避難場所と市が判断した場合は、指定管理者はこれに協力すること。

4 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とする。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

5 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 雲南市から指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 市税、県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

6 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書（雲南市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成16年雲南市規則第207号）別記様式）
- (2) のびのび広場・加茂岩倉遺跡公園交流広場指定管理者事業計画書（収支計画書）（別紙様式1）
- (3) 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (5) 申請の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- (6) 申請の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- (7) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- (8) 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書）
- (9) その他市長が必要と認める書類

7 事業規模

のびのび広場・加茂岩倉遺跡公園交流広場の管理事業に係る経費については、以下の参考金額以内で、申請の際の事業計画を策定してください。

(参考金額(税込))

<想定する支出>		<指定管理料>	
収入(使用料等)	0円	454,300円以内	
支出(管理費用)	454,300円		

※1年間の管理に係る経費

8 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和7年9月10日(水)～9月30日(火)まで
- ② 受付方法 質問票(別紙様式2)に記入の上、FAX又は電子メールで提出してください。
- ③ 回 答 質問内容及び回答はFAX又は電子メールで申請者全てに通知します。
(回答予定日:10月3日)

9 現地説明会の実施

現地説明会は行ないません。

10 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 雲南市建設部都市計画課(市役所4階)

〒699-1392 雲南市里方521-1

電話:0854-40-1064 FAX:0854-40-1069

- (2) 提出期間 令和7年9月10日(水)から令和7年10月9日(木)までの日(市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとします。

※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とします。

※ 電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。

11 選定方法

- (1) 指定管理候補者選定委員会において、各委員が次の選考事項に沿って、それぞれ審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定します。

- ① 住民の平等な利用の確保(10)
 - ア 施設の設置目的及び市が示した管理方針
 - イ 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果
- ② 施設の効用の最大限の発揮(20)
 - ア 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果
 - イ サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果
 - ウ 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性
- ③ 経費の縮減(30)
 - ア 施設の管理運営に係る経費の内容
 - イ 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性
- ④ 管理を安定して行う人的、財政的基礎(30)

- ア 安定的な運営が可能となる人的能力
 - イ 安定的な運営が可能となる経理的基盤
 - ウ 類似施設の畦伊実績
 - ⑤ その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項（１０）
 - ア 施設利用受付のための窓口体制
 - イ 実績等の報告
- ※ （ ）内は配点

12 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

13 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

14 選定委員会

令和７年１０月２２日（水）（予定）

申請者である法人その他団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。正式な日時、場所については後日連絡します。

15 選定結果

結果については、各申請者に文書で通知します。

16 指定管理者の決定及び管理業務に係る委託料

指定管理者は雲南市議会の議決を経て決定（指定）されます。

17 その他

- ① 提出書類はお返しできません。
- ② 提出された書類は、必要に応じ複写します。（使用は市役所内及び選定委員会での検討に限ります。）
- ③ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

問合せ先 雲南市建設部 都市計画課

渡部、佐藤

電話：0854-40-1064 FAX：0854-40-1069